

尾張旭市監査公表第17号

令和6年3月28日付け尾張旭市監査公表第9号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年3月29日付け5市活第363号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年4月26日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

市民生活部市民活動課

監査の指摘事項	措置状況
普通財産の貸付業務に係る変更契約書に記載の契約日について、誤って実際の変更契約行為日より前の日付が記載されている。	指摘事項につきましては、今後において、正確な事務の遂行に努めます。